

## 物 品 売 買 契 約 書

売扱人 丸亀市（代表者 市長 松永 恭二）と買受人 は、次の条項により  
売買契約を締結する。

### （信義誠実の義務）

第1条 売扱人及び買受人は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

### （売買物品）

第2条 売扱人は、次の物品を買受人に売渡しするものとする。

区分番号

財産の名称

### （契約保証金）

第3条 契約保証金は金 とする。

2 買受人が納付した入札保証金は、契約保証金に充当することができる。

3 第11条の規定により契約を解除したときは、買受人が納付した契約保証金は、市に帰属する。

4 契約保証金には利子を付さない。

### （売買代金）

第4条 第2条に定める物品の売買代金は、金 円とする。

2 消費税及び地方消費税は、前項の代金に含むものとする。

3 買受人が納付した契約保証金は、売買代金の一部に充当することができる。

### （代金の支払時期及び方法）

第5条 買受人は、前条の売買代金のうち第3条の契約保証金を除いた金額を、売扱人の指定する方法により、 年 月 日までに売扱人に支払わなければならない。

### （遅延利息）

第6条 買受人は、前条に定められた納入期限までに第4条の売買代金の納入を怠ったときは、丸亀市税外収入金の延滞金等徴収及び滞納処分に関する条例（平成17年条例第82号）に基づいて計算した金額を遅延利息として売扱人に支払わなければならない。

### （危険負担）

第7条 買受人は、この契約締結の日から売買物品の引渡しの時までにおいて、当該物品が売

扱人の責めに帰すことのできない事由により滅失又はき損した場合は、売買代金の減免を請求することができない。

- 2 買受人は、この契約締結後、売買物品に数量の不足その他隠れたかしのあることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。  
(所有権の移転等)

第8条 売買物品の所有権は、買受人が第4条の売買代金を完納した時に買受人に移転する。

- 2 買受人は、買受人の責任及び費用において、速やかに当該物品の所有権移転登録手続等を行い、自動車検査証の写し等を売扱人に提出しなければならない。
- 3 売扱人は、買受人の請求に基づき、売扱人が準備すべき上記手続に要する書類を買受人に渡すものとする。

(売買物品の引渡し)

第9条 売扱人は、買受人が売買代金を完納した後、速やかに売扱人の負担で車体の名称表示等を撤去し、両者の定める日に当該物品を買受人に引き渡すものとする。買受人は、買受人の負担により当該物品を引き取り、売扱人に受領書を提出するものとする。

(指定用途)

第10条 買受人は、売買物品を社会的な非難を受けるおそれのある事業等に用いてはならない。また、風俗営業等の業務及び集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織など、公序良俗に反する事業等に用いてはならない。

(契約の解除)

第11条 売扱人は、買受人が第5条に定める納入期限までに売買代金の納付を怠ったときその他この契約に定める条項に違反したときは、催告を要せずしてこの契約を解除することができる。

(損害賠償)

第12条 買受人は、この契約に定める義務に違反したため売扱人に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の費用)

第13条 この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて買受人の負担とする。  
(疑義等の決定)

第14条 この契約に疑義が生じたときは、売扱人と買受人が協議して決定するものとする。  
(管轄裁判所)

第15条 この契約に関し紛争を生じた場合における訴訟は、丸亀市役所所在地を管轄する高松地方裁判所丸亀支部に提起するものとする。

(補則)

第16条 買受人は、K S I 官公庁オークション 公有財産売却システムにおいて売払人の定める誓約書、丸亀市インターネット公有財産売却ガイドライン及び落札後の注意事項の内容を承知した上で、この契約を締結する。

上記契約の証として、本書2通を作成し、売払人及び買受人がそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和　　年　　月　　日

売払人 香川県丸亀市大手町二丁目4番21号

丸亀市

代表者 市長 松永 恭二 団

買受人

印